

岡山県公報		発行	岡山県		
目次		担当課（室）		目次	担当課（室）
○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 〃 ○ 〃 ○ 〃 ○ 落札者等の決定 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定 【人事委員会】 ○ 平成二十九年度社会人経験者等を対象とする岡山県職員採用試験の実施 【監査委員】 ○ 外部監査人補助者の告示	【告示】 長寿社会課 防災砂防課 県民生活交通課 〃 〃 〃 情報政策課 建築指導課 〃 〃 警察本部会計課 人事委員会 監査事務局	【選挙管理委員会】 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正 （県例規集登載） ○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し 【公安委員会】 ○ 猟銃等講習会の開催 ○ 年少射撃資格講習会の開催 【内水面漁場管理委員会】 ○ 第二百二十六回岡山県内水面漁場管理委員会の開催 【正誤】 ○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧の正誤	選挙管理委員会 〃 〃 生活安全企画課 〃 内水面漁場管理委員会 経営支援課		

◎岡山県告示第四百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いずみの里

2 所在地

岡山県総社市泉一―二二三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ケアースマイル

2 所在地

岡山県総社市泉一―二二三

三 廃止年月日

平成二十九年七月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇七九三

五 サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第四百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

谷小屋地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱
一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

岡山県井原市東江原町字高木二五四一番	一号
〃	二号
〃	三号
〃	四号
〃	五号
〃	六号
〃	七号
〃	八号
〃	九号
〃	十号及び十一号
〃	十二号
〃	十三号
〃	十四号
〃	十五号

〔三〇五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人はっぴいひろば・とまとさん家

三 代表者の氏名

曾根 勝

四 主たる事務所の所在地

井原市井原町一三一六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者及び障害者に対して、介護予防に関する事業を行い、毎日型介護予防拠点として、地域福祉の向上・発展に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三〇六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本メデイカルダイエット支援機構

三 代表者の氏名

小林 正人

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂八丁目五番二八号アクシア青山五〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、科学に基づいた正しいダイエット法の普及啓蒙のために、調査研究、教育事業等を行い、健康的な生活の維持増進と社会教育の推進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

主たる事務所の所在地

〔三〇七〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢ポケット

三 代表者の氏名

小池 宏治

四 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟三七二

五 定款に記載された目的

この法人は少子高齢社会を迎え、心身障害者及び要介護、要支援、高齢者並びに少子化の立場に立って生活の質の向上を図り、住み慣れた地域で安心して生活出来る介護支援サービス、子育て支援サービスの提供活動を展開するとともに、要介護者に関する在宅以外の各種の施設利用や要介護者に対して行われる各種活動へ参加する為の支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる社会を目指し、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

〔三〇八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フォレストフォーピール岡山

三 代表者の氏名

山下 武伺

四 主たる事務所の所在地

高梁市落合町阿部八六六番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、人・自然・社会の関係性を大切に考え、それらをつなぐ人づくりを推進する。青少年を対象とした地域の伝統的な生活文化や豊かな自然を活かした体験的な学びや環境教育を通して、健全な人づくり、里山文化の継承、自然環境の保全を推進し、持続的に発展する社会の実現を図ることを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

平成29年7月21日 岡山県公報 第11907号

〔三〇九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

平成二十九年度レポート岡山非常用発電設備精密点検業務

二 契約期間

平成二十九年七月十日から平成三十年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年七月三日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社日建

岡山市南区新保六六六番七

六 落札金額

五五、九四四、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一四四、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年五月二十三日

〔三一〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇一四号 平成二十九年七月 十三日	浅口郡里庄町大字浜中字東田七〇三 番三、七〇三番四	六・〇〇	二八・二〇
		六・〇〇	五三・八七

〔三一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字大原八一―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社二丁目一九―一

総社土地開発株式会社

代表取締役 小川美千代

三 許可番号

岡山県指令建指第三四五号

〔三二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字大原八一―一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市総社二丁目一九―一一

総社土地開発株式会社

代表取締役 小川美千代

五 許可番号

岡山県指令建指第三四五号

平成29年7月21日 岡山県公報 第11907号

〔三二三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十九年七月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

自動車保管場所証明電子化システム導入委託

二 契約期間

平成二十九年六月十五日から平成三十年二月二十八日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通規制課

岡山市北区内山下二丁目二番六号

四 落札者を決定した日

平成二十九年六月八日

五 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社

大阪府大阪府中央区馬場町三番一五号

六 落札金額

五八、三二〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、三二〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年四月二十一日

◎岡山県人事委員会公示第六号

平成二十九年年度社会人経験者等を対象とする岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
行 政	四名	知事部局（本庁、県民局等）等において、一般行政事務に従事する。
土 木	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和五十八年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十八年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

1 日本の国籍を有しない者

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

試験区分	種 目	内 容

行政				
教養試験				
論文試験				
適性検査				
資格加点				
七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技能及び知識について行う。				
分野		資格・免許・検定	英語	語学
中国語				
中国語検定試験二級以上 中国語コミュニケーション能力 検定五五〇点以上				
国際連合公用語英語検定試験A 級以上				
TOEFL (iBT) 七九点以上				
TOEFL (PBT) 五五〇点以上				
TOEIC七三〇点以上(団体 特別受験制度(IPテスト)に よるものを除く。)				
実用英語技能検定(英検)準一 級以上				

		土 木				
	専門試験	教養試験				
	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。				
			経営支援・会計	情報		
			経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として人事委員会が認める資格）	経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ＩＴパスポート試験、基本情報技術者試験及びこれらに相当する試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者	韓国語 上 韓国語能力試験四級以上	漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上

2

第二次試験

試験の期日 平成二十九年九月十七日 (日曜日)			試験会場
東京会場		岡山会場	
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目六番三号	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎	

四

試験の期日及び試験会場

1

第一次試験

土 木		行 政	試験区分
口 述 試 験	論 文 試 験	口 述 試 験	種 目
第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	内 容

2

第二次試験

適性検査

性格、心理等について検査を行う。

試験の期日	試験会場
平成二十九年十一月三日（金曜日）から同月五日（日曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十九年十月六日（金曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十九年十一月二十九日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成三十年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

- (1) 平成二十九年四月採用者（大学新卒者の場合）の給料月額は一、九一、〇〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給

される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。

2 受験申込書は、平成二十九年七月二十一日（金曜日）から同年八月二十四日（木曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十九年七月二十一日（金曜日）から同年八月二十二日（火曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、協議が調った、包括外部監査人青木靖英が岡山県と平成二十九年四月一日に締結した包括外部監査契約に基づいて行う監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十九年七月二十一日

岡山県監査委員	池 本 敏 朗
岡山県監査委員	青 野 高 陽
岡山県監査委員	山 本 督 憲
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

氏 名	住 所	期 間
徳 永 浩 司	茨木市稲葉町七番九号	平成二十九年五月二十六 日から 平成二十九年七月二十一 日まで
辻 井 拓 也	二 京都市西京区川島三重町九一番地一	平成二十九年七月二十一 日から 平成三十年三月三十一日 まで

◎岡山県選管告示第四十三号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月十一日から適用する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補

表老人ホームの項中

	特別養護老人ホームいずみの杜	総社市小寺九五八	を
	特別養護老人ホームいずみの杜	総社市小寺九五八	
	地域密着型特別養護老人ホーム結いのさと愛家里	総社市秦三三〇一	に改める。

◎岡山県選管告示第四十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、岡山市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があつた。

平成二十九年七月二十一日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

施設 の 名 称	所 在 地	施設 の 管 理 者	指 定 取 消 年 月 日
北保健センター建部分館	岡山市北区建部町福渡四八七番地一	岡山市長	平成二十九年六月二十二日

◎岡山県公安委員会告示第百十六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十九年十一月九日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成二十九年十月三日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十九年十月十一日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署
	平成二十九年十月十八日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成二十九年十月二十四日	午後一時	備前市伊部二七六―一 備前警察署
	平成二十九年十一月十五日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十九年十一月二十二日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
	平成二十九年十二月六日	午後一時	真庭市江川八二一―一 真庭警察署
	平成二十九年十二月十二日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成二十九年十二月二十日	午後一時	高梁市段町一〇一七―一 高梁警察署

二 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地在管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第百十七号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十九年十月十六日（月） 午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター
平成二十九年十一月二十七日（月） 午前十時	岡山市北区内山下二―四―六 岡山県警察本部会計課分室（県庁地下）
平成二十九年十二月二十二日（金） 午前十時	

二 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地进行管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日である場合は、当（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百二十六回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十九年七月二十一日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 平成二十九年九月六日（水）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更について

第二号議案 増殖指示量について

〔三〕平成二十九年六月十三日付け公布岡山県公告（大規模小売店舗の変更の届出の縦覧）に誤りがあった。

頁・行	一・一二	二・終わりが八
誤	津山市高野本郷字源八一三二九番二ほか	平成二十九年三月一日
正	津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか	平成二十八年三月一日